

## 議案第76号

### 石垣市職員定数条例の一部を改正する条例

石垣市職員定数条例（昭和47年石垣市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「399人」を「401人」に改め、同条第5号中「84人」を「82人」に改め、同条第7号中「70人」を「72人」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年12月1日提出

石垣市長 中山義隆

#### 理 由

幼保連携型認定こども園の開園に伴う幼稚園の閉園により、幼稚園教諭を教育機関から市長部局へ移行させるため、所要の減員及び増員を行うとともに、救急業務体制の強化・改善を目的として消防機関の職員の増員を行うため、条例を一部改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市職員定数条例(昭和47年石垣市条例第65号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>399人</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>84人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 消防機関の職員 <u>70人</u></p> <p>(8) (略)</p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の事務部局の職員 <u>401人</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員 <u>82人</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 消防機関の職員 <u>72人</u></p> <p>(8) (略)</p>